同志社女子大学新入生の保護者の皆様へ

2024年度

(4月始期)

学生総合補償制度のご案内

団体割引 20%!!

(団体総合生活保険)

フつの補償でしっかりサポート!

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付き

2 学生本人の傷害

地震・噴火またはこれらによる 津波の天災によるケガも補償

- 3 入院医療・手術医療
- 4 育英費用·学業費用
- 5 携行品損害
- 6 借家人賠償責任
- 7 生活用動産



→ 学校法人 同志社

申込 締切日

2024年3月29日(金)

※締切日を過ぎてしまった場合については、 6ページをご参照ください。

加入者票

2024年5月下旬頃加入者様宛に「加入者票」を郵送いたします。 ご卒業まで大切に保管してください。なお、補償は4月1日より開始します。

募集対象者

同志社女子大学の学生

退学等により同志社女子大学の学生(団体構成員)でなくなった 場合は必ずお申し出ください。

保険料 払込方法 保険料はゆうちょ銀行または郵便局から「払込取扱票」(同封)にてお振込みください。(詳細は5ページをご参照ください。)

学芸学部·現代社会学部·生活科学部·表象文化学部:

保険期間

2024年4月1日午前0時から2028年4月1日午後4時まで

薬 学 部:

2024年4月1日午前0時から2030年4月1日午後4時まで

ご加入内容を ご確認ください。 加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明 書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

学生生活を取り巻く さまざまな危険から



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

他人にケガをさせてしまったら?

1億円

学生本人はもちろんご家族が、日常生活に おいて偶然な事故で他人にケガをさせたり、 他人の物を壊したときや、国内で他人から借 りた物や預かった物(受託品)*'を国内外で 壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の 損害賠償責任を負った場合に補償します。

- ※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁 ※個人賠債責任によれては日本国内での事故(訴訟が日本国外の数判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※インターンシップ・アルバイト中や受託品の損壊等の事故も補償の対象になります。 ※自動車(原付を含む)、モーターボート等による賠償事故は、対象になります。

- ※同じスポーツをプレー中の者に対する事故は多くの場合法律上の損害 賠償責任が発生しません。このような場合には補償の対象となりません。 ※アパート学生の家主に対する損害賠償
- 責任は補償の対象となりません。
- 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、 眼鏡等は、受託品に含みません。

自転車で通学中に誤って通行人と 接触しケガをさせてしまった。

> 国内外を問わず補償! 免責金額(自己負担額)ゼロ!

学生はアクティブ。やっぱり、日常生活でのケガが心配・・・。

学生本人の傷害

国内外を問わず、日常生活やスポーツ・ *›ジャー*等で起こるさまざまな「ケガ」を補償!

学生自身が急激かつ偶然な外来の事故で「①亡くなられたとき ② 後遺障害が生じたとき ③入院されたとき

④手術されたとき ⑤通院されたとき」に保険金をお支払いします。 熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合も補 償の対象になります。

地震・噴火またはこれらによる津波の天災によるケガの場合も 補償の対象になります。

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保 険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



国内外を問わず補償!

自転車事故によって死亡や高額賠償につながるケースが増えています!

■自転車事故はおよそ7.5分に1件の割合で発生して おります。

事故の加害者に・・・

約9500万円の損害賠償命令も!

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の 区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭 蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地裁、平成25年)

約9,300万円の損害賠償命令も!

男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を 運転中にパトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳) と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。

(高松高等裁判所、令和2年)

自転車乗用中の事故が69.985件発生(令和4年度)

6万 8.140

そのうち 約40%が 若者と子ども



<出典>警察庁交通局データより

自転車事故の多発や損害賠償額の高額化に伴い、自治 体による安全運転条例制定の動きが進んでいます。京 都府においては「自転車の安全な利用の促進に関する 条例 | が改正され、

同条例では2018年4月1日から自転車事故による損害 賠償に備える保険等への加入が「義務化」されました。

本制度の「賠償責任補償」は、自転車事故も含め、日常 生活において損害賠償義務を負った場合の賠償金等も 補償しています。

補償でしっかりサポート!

やっぱり、病気での入院も心配!

入院医療•手術医療

病気で2日以上入院*1したときや手術*2 を受けたとき、また放射線治療*3を受けた ときに、保険金をお支払いします。

- *1 1回の入院について60日を限度とします。
- *2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の 手術があります。また、時期を同じくして*4 2 種類以上の手 術を受けた場合には、いずれか 1 種類の手術についてのみ保険 金をお支払いします。
- *3 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、 60日の間に1回の支払を限度とします。
- *4「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をい います。

盲腸になり、 7日間入院した。

(注)保険期間の開始時にすでに被っている病気については保険金を お支払いできませんのでご了承ください。 (ただし、保険期間開始後2年を経過した後に生じた保険金支払事

国内外を問わず補償!

由については、保険金お支払いの対象となります。)

もしも、扶養者が事故にあったら!

育英費用・学業費用

扶養者*の方が急激かつ偶然な外来の事故 によるケガで死亡されたり、重度後遺障害 を被って、扶養者に扶養されなくなったとき に補償します。

【育英費用】

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ死亡された り、重度後遺障害が生じた場合、育英費用保険金100万円を一度にお 支払いします。

【学業費用】

扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ死亡された り、重度後遺障害が生じた場合、卒業までに実際にかかる授業料等の 学資費用をお支払い対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額 を限度としてお支払いします。

- ※扶養者とは、親権者であり、かつ学生の生活 費および学業費用の全部または一部を継続的 に負担して学生の生計を主に支えている方に なります。
- ※あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。

国内外を問わず補償! 天災危険補償セット

旅行中、誤ってカメラを壊してしまったら?

国内外において、学生が所有する、自 宅外で携行している家財または住宅外 で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家 財に損害が生じた場合に保険金をお支 払いします。



旅行中、誤ってカメラを壊してしまった。

免責金額(自己負担額)5,000円

※自転車、原動機付自転車、サーフボード、携帯電 話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有 するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証 券(小切手は含みません。)、商品・製品等は、補 償の対象となりません。

大家さんに損害を与えたら?

学生が借用する戸室を偶然な事故に より損壊した場合に、その戸室の家主 に対して法律上の損害賠償責任を負っ たときに保険金をお支払いします。

国内のみ



自宅外

失火により借用している アパートの部屋の一部を 焼いてしまった。

- ※借家人賠償責任については、示談交渉は東京 ※お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自
- 宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している 場合はご加入できません。)。

免責金額(自己負担額)ゼロ!

学生の所有する生活用動産が火災や 盗難などの偶然な事故で損害をうけ たとき保険金をお支払いします。

国内のみ



通学生用

空き巣が入り、家財が 盗難にあった。

免責金額(自己負担額)5,000円

- ※建物外に持ち出している間も補償されます。 ※パソコンおよびこれらの付属品も補償の対象とな
- ※パソコンおよびこれのシスファルのよります。 ※サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券、商品・製品等は、補償の対象となりません。 ※お子様が寮・下宿生の場合にご加入できます(自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。)。

職種級別A*1			自写	生 *2	自宅外通学生	マンション・寮・下宿)
		談交渉サービス付! 自転車事故にも対応 人賠償責任	国内:1億円 国外:1億円 配針:500万円	国内:1億円 国外:1億円 記錄情報限度額:500万円	国内:1億円 国外:1億円 配針:500万円	国内:1億円 国外:1億円 記錄情報限度額:500万円
	学生の傷害	死亡·後遺障害 保険金額	102万円	105万円	109万円	1045円
		入院保険金日額 (1日目から) *3	3,000ฅ	4,000問	3,000ฅ	4,000ฅ
		通院保険金日額 (1日目から)	2,000ฅ	2,500ฅ	2,000ฅ	2,500ฅ
		熱中症	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
補償		天災危険 (傷害・育英・学業費用)	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
額(保		特定感染症 危険補償特約	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
険 金 額	3 学生本人 の病気	入院・手術医療保険金 入院医療保険金日額 (1日目から) *4	3,000ฅ	4,000問	3,000ฅ	4,000ฅ
	4 扶養者に	育英費用保険金(傷害)	100万円	100թթ	100万円	100万円
	万一の際の補償	学業費用 (傷害) (学資費用保険金)	支払年度ごとに 120万円限度	支払年度ごとに 120万円限度	支払年度ごとに 120万円限度	支払年度ごとに 120万円限度
	学業費用支払終期		2028年4月1日	2028年4月1日	2028年4月1日	2028年4月1日
	5 携行品損害 免責金額(自己負担額)5,000円		×	10万円	×	×
	6 借家人賠償責任		×	×	500万円	500万円
	生活用動産 *5 (免責金額(自己負担額):5,000円)		×	×	50万円	50万円

保険料

(一時払・4年間分)

AA タイプ A タイプ

53,000⊓ **64,700** [□] B タイプ

BB タイプ

71,500[™] **62,000** [□]

約13,250円

約16,175円

約15,500円

約17,875円

- お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせ
- *2 *3
- お子様が継続的に職業に従事している場合は、体際付か来るることがある。。明し、は、このです。。明し、は、このです。。明し、は、このです。。明し、は、このです。。明し、は、このです。。明し、は、このです。。明し、は、このです。。明し、は、このです。。明している。。明している。。明している。。明している。。明している。。明している。。明している。。明している。。明している。。明は、こののとは、こののとは、こののとは、こののとは、こののとは、こののとは、こののとは、こののとは、こののとは、このです。。また、明明を同じくして、このとは、このです。。また、明明を同じくして、このとは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。 ※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。 お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)。 (※)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

入タイプと保険料

職種級別A*1			自写	生 *2	自宅外通学生	(マンション・寮・下宿)
	(1)=	談交渉サービス付! 自転車事故にも対応 人賠償責任	国内:1億円 国外:1億円 配勢情報限度額:500万円	国内:1億円 国外:1億円 記錄情報限度額:500万円	国内:1億円 国外:1億円 記錄情報限度額:500万円	国内:1億円 国外:1億円 記錄情報限度額:500万円
		死亡·後遺障害 保険金額	102万円	98万円	97 万円	98万円
		入院保険金日額 (1日目から) *3	3,000ฅ	4,000⊓	3,000⊓	4,000ฅ
		通院保険金日額 (1日目から)	2,000⊓	2,500ฅ	2,000⊓	2,500ฅ
		熱中症	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
補償		天災危険 (傷害·育英·学業費用)	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
額(保		特定感染症 危険補償特約	セットあり	セットあり	セットあり	セットあり
険金額)	3 学生本人 の病気	入院・手術医療保険金 入院医療保険金日額 (1日目から) *4	3,000ฅ	4,000⊓	3,000ฅ	4,000ฅ
	4 扶養者に	育英費用保険金(傷害)	100万円	100万円	100թฅ	100万円
	万一の際の補償	学業費用 (傷害) (学資費用保険金)	支払年度ごとに 230万円限度	支払年度ごとに 230万円限度	支払年度ごとに 230万円限度	支払年度ごとに 230万円限度
	学業費用支払終期		2030年4月1日	2030年4月1日	2030年4月1日	2030年4月1日
	5 携行品損害 免責金額(自己負担額)5,000円		×	10万円	×	×
	⑥借家人賠償責任		×	×	500 ^{万円}	500万円
	生活用動産 *5 (免責金額(自己負担額):5,000円)		×	×	50万円	50万円

保険料 (一時払・6年間分) C タイプ CC タイプ

106,800 □ 91,000⊓

ロ タイプ

DD タイプ

102,800[™] 116,300[™]

約15,166円

1年当たり 約17,800円 約17,133円

約19,383円

- お子様が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせ
- *2 *3
- お子様が継続的に職業に促事している場合は、体体がの異なるところとのような、などできない。 信家人賠償責任と生活用動産の補償を不要とする寮・下宿生も含まれます。 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*6 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 生活用動産では、家財を住宅外に持ち出している間も補償されます。 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- *****5 *****6
- ※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。 お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)。 (※)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

学生総合補償制度 QSA ぜひお読みください!

- Q1:学生本人のケガの補償は24時間有効となりますか?
 - A:はい。24時間補償します。学内はもちろん、学外(スポーツ、レジャー、旅行先)でのおケガも補償対象となり、フルタイムでカバーします。ただし、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険なスポーツ中の事故等は補償の対象外となります。
- Q2:他人にケガをさせた場合の相手への補償は対象となりますか? また、示談交渉サービスはありますか?
 - A: はい。日常生活における偶然な事故で、他人にケガをさせてしまったり、他人のものを壊したりしたため、法律上の責任を負った場合に補償します。個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 補償金額=1億円を限度にお支払いします。
- Q3:地震・噴火またはこれらによる津波の天災によるケガの場合も補償の対象となりますか? A:はい。同志社女子大学の学生保険(団体総合生活保険)では、天災危険補償特約がセットされている為、対象となります。
- Q4:熱中症は保険金支払い対象になりますか?
 - A: 熱中症危険補償特約がセットされておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。
- Q5:マンション・寮・下宿生でも、自宅生タイプに加入できますか?
 - A: はい。マンション・寮・下宿生であっても、借家人賠償責任と生活用動産の補償を不要とする場合は自宅生タイプをお選びいただけます。
- Q6:保険に加入する前に発病した病気が悪化し、入院した場合は補償されますか?
 - A:いいえ。病気で入院・手術する場合も補償対象ですが、保険に加入する前に発病した病気が原因となるものは補償対象外です。 (ただし、保険期間開始後2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)
- Q7:「育英費用・学資費用」における「扶養者」の定義は何ですか?
 - A: 扶養者は原則として被保険者(学生)の親権者であり(被保険者が成年に達した場合はこの限りではありません。)、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方(被保険者が経済的に依存していることが条件)です。しかし親権者が死亡している等の事情により、一部例外もありますので、詳しくは代理店または引受保険会社にご相
 - しかし親権者が死亡している等の事情により、一部例外もありますので、詳しくは代理店または引受保険会社にこ相談ください。
- Q8:加入依頼書(払込取扱票)の記載事項にある「他の保険契約等」欄は、なぜ記載するのでしょうか?
 - A: 損害保険では、「他の保険契約等に関する情報」をご加入の際に告知していただく「特に重要な事項(告知事項)」としています。保険会社は、保険金額(補償額)に一定の限度額を設定しており、「他の保険契約等」を記載していただくことで、適切な保険金額の設定を行っています。そのために正しい告知をお願いいたします。
- Q9:携行品損害の補償について、住宅から一時的に持ち出しているノートパソコンが壊れてしまった場合、補償の対象になりますか?
 - A:はい。住宅から一時的に持ち出しているノートパソコンが、偶然な事故により壊れてしまった場合は、補償の対象となります。 (携帯電話、スマートフォンおよびモバイルデータ通信機能を有するiPad等のタブレット端末は補償の対象となりません。)
- Q10:申し込み手続きはどうすればよいでしょうか?
 - A: はさみ込みの「ご加入手続きについて」下段の『払込取扱票』が加入依頼書となっておりますので以下の 通りご対応ください。

报替払込請求書兼受領

0 0 9 9 0 8

3 1 2 3 9 9



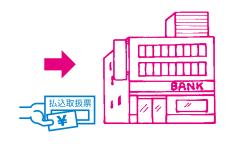




4. 汉取极里

9 9 0 | 8 | 3 1 2 3 9 9

払込取扱票に必要事項をご記入ください。



ゆうちょ銀行または郵便局で<mark>必ず同封の払込取扱票を ご使用のうえ、保険料を添えて</mark>お申込みください。

■ Q12:もしも締切日を過ぎてしまったらどうすればいいのですか?

A: お申込締切日を過ぎてしまった場合でも毎月加入することができます。

	振込日 (着金日)		2024年3月30日より	2024年4月16日より	2024年5月16日より	2024年6月16日より	2024年7月16日より	2024年8月16日より
			2024年4月15日まで	2024年5月15日まで	2024年6月15日まで	2024年7月15日まで	2024年8月15日まで	2024年9月15日まで
補償開始日		開始日	2024年5月1日 午前0時~	2024年6月1日 午前0時~	2024年7月1日 午前0時~	2024年8月1日 午前0時~	2024年9月1日 午前0時~	2024年10月1日 午前0時~
	生活科学部·表彰文化学部学芸学部·現代社会学部·	Aタイプ	52,070円	51,100円	49,990円	49,020円	48,040円	47,020円
		AAタイプ	63,510円	62,330円	60,970円	59,800円	58,600円	57,350円
田 涂		Bタイプ	60,840円	59,710円	58,470円	57,330円	56,160円	54,980円
加		BBタイプ	70,160円	68,870円	67,440円	66,130円	64,780円	63,420円
人保	薬学部	Cタイプ	90,220円	89,410円	88,640円	87,630円	86,780円	86,020円
険		CCタイプ	105,880円	104,930円	104,030円	102,840円	101,840円	100,950円
科		Dタイプ	101,920円	100,980円	100,080円	98,950円	98,050円	97,140円
		DDタイプ	115,310円	114,250円	113,240円	111,970円	110,950円	109,910円

[※]補償開始が11月1日以降となる場合の保険料に関しては、お手数ですが本パンフレット裏面に記載の代理店までお気軽にご連絡ください。 中途加入に関しても、2028年4月1日午後4時、薬学部については、2030年4月1日午後4時が責任期間終期となります。

お支払い例 たとえば、こんな場合に補償されます!

傷害

バイクで走行中に転倒し、 内臓損傷、手術入院した。

(例) 入院(日額)

3,000円×15日=45,000円 手術

3,000円×10倍=30,000円 通院(日額) 2,000円×20日=40,000円

保険金の合計 115,000円

学資・育英費用

扶養者が突然の交通事故でお亡くなりになった。

(例)4年生学部の3年生の場合 学資費用120万円(支払年度ごと) 育英費用100万円

保険金の合計 3年生220万円 4年生120万円

賠償責任の補償

自転車で通学中に誤って通行人と接触し、ケガを負わせてしまったため、法律上の損害賠償責任を負った。*

(例) ※京都府においては「自転車の安全な利用の促進に関する条例」で、自転車事故による損害賠償に備える保険等への加入努力を定められております。本制度の「賠償責任補償」は、自転車事故も含め、日常生活においます。 債金等も補償しています。

賠償額(保険金) **500**万円



生活用動産

実家に帰省中、 アパート(下宿)に 強盗が入り家財が 盗難にあった。 (例)

> 保険金 **257,000**円

※免責金額は5,000円と なります。

※上記の事故例は、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

〈保険の対象となる方〉保険の対象となる方はそれぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	こども傷害補償、携行品損害、 借家人賠償責任、生活用動産	個 人 賠償責任
	(本人型)	(家族型)
ご本人*1	0	0
ご本人*1の配偶者	_	0
ご本人*1もしくは親権者 またはご本人*1の配偶者 の同居のご親族	_	0
ご本人*1もしくは親権者 またはご本人*1の配偶者 の別居の未婚のお子様	_	0

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)。

また、ご本人*1以外の左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。

事故に限ります。)。
※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人*1の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含みます(ご本人*1に関する事故に限ります。)。
*1 同志社女子大学に在籍する学生で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者) ご本人」として記載された方をいいます(入学手続きを終えた方を含みます。)。

● 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。 原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり、(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)、 かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。
【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
- ①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
- (3)未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- *2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

この保険は、学校法人同志社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人同志社が有します。

■団体総合生活保険 補償の概要等
※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額保険料」表等をご確認ください。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

(場害補償(こども傷害補償)】
 (急激かつ偶然が外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
 ※保険の対象となる方が勢中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。
 ※1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 ※2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。
 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、(お問い合わせ先)までご連絡ください。

	せは、《≯ 等の種類	6問い合わせ先)までご連絡ください。 保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
体改正		事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた
傷害補償基本特約	死亡保険金	▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	ケガ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
	保 強 遺障害	※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	によって生じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日教(実日教)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライ
		治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられて場合	ダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートパイ自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、 プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故
	手術保険	 ▶人院味険金日額の10倍(入院中のナ州)まだは5倍(入院中以外のナ州)の損をも支払います。だだし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。 *1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療どとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)を194ます きいいます(詳細について)信生労働者のホームでごきがご参照ください、かち 	によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー 走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
特約	金	ものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、 療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる大進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	· ·
	通	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。	
	院保険金	は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	
		*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、 PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感
危	特	■ 受病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による貧業制限を含みます。)された場合	染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病し た特定感染症
険補償特	定感	■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金には お支払い限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。 ※特定感染症とは…	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した状況をは、
特約	染 症	※特定総条征とは・・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガ に起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した 特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等
1	育	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶斉英費用保険金額の全額をお支払いします。	・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケ
了	育屯貴用甫賞寺勺	(重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■理しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著し、障害を残し、常に介護を要するもの ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれること	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為。自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態
件	青	があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補 僧が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガに よる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガに
		*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180 日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、 すん対象期間*2中に学省費用*3を負担した場合	よる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払 われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガに よる扶養不能状態
学	学	支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担し た学資費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの	・むちちる症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合
業費用補償特	学資費用保	■咡しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれること	等
#僧特約	険 金	があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をい	
4.3		*2 伏養者が伏養不能休憩となった日の翌日から、突約により取り決めた学業資用支払終期までの期间をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する。在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。	
		*5 前版代を含みより。	
入院·手術医療保険金支払特	入院医	保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。 ※人院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病 気をのそれるできない。
	療保険金	※人院医療保険金が支払われる人院中、さらに別の派気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異	気(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使
	金	なるものとみなします。 保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点 数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受け	用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患
保険金	手術医	られた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・入院*3中の手術・入院医療保険金日額の10倍 ・入院*3中以外の手術・入院医療保険金日額の5倍	・むちち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契 約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2 等
支払特	医療保険	・	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがもはます。
約	金金	いします。 *2 血液限射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 *3 介護療養型医療施設または介護医療院においける入院を除きます。	お支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気について も、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超え るご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険全支 払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
		*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	34字四に以当いたことは、体例並いの又払刈家となりまり。

保険金等の 種類 保険金をお支払いしない主な場合 保険金をお支払いする主な場合 ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償 責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償ついて相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償すがない場合等には、相手方との示談交 補償特約の 人賠償責任補償特約 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■対話が高すする性質や性能を欠いていること ■対話が高する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加丁や修理・占検筆の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交 際の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 一部変更に関する特約 個 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、服鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿・動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 単なる外観上の損傷や方損 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 受託品の電気的または機械的事故 受託品の置き忘れまたは紛失*4 詐欺または横領 風、雨、雪。でょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*チャに生じた事故による損害賠償責任は除きます。 「の概要」競技または指導*チャに生じた事故による損害賠償責任は除さます。 人賠償責任 ノの練省、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金と別といまか時に発生する様々な費用について保険金 ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 携行品特約の携行 ・地震・頃火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因す 一部変更に関する特約 行品特約 保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ③以下のものは補償の対象となりません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、服鏡、手形その他の有価証券(ハ切手は含みません。)、クレジットカード、設計書・帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物等のと物、データやプログラム等の無体物等のと物、データやプログラム等の無体物 る損害 る場合 電気的または機械的事故に起因する損害 保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 詐欺または横領に起因する損害 計列または傾隔に起因する損害 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 一部変更に関する特約借家人賠償責任補償特約の 国内における保険の対象となる方ご本人の借用戸室*1での事故により、貸主 ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 国内における保険の対象となる方ご本人の借用戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 転戻した場合(性部戸室ない)ます。 ・ご契約者または保険の対象となる力寺の政恵によって生した損害・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害・心神喪失によって生じた損害・借用戸室の改築・増築、取りこれし等の工事によって生じた損害・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって収録の水料金した。またが独を担害 任によって保険の対象となる方が被る損害 쏲 *1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。 ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の対象が通常する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し 引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごと に)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額 を限度とします。 住宅外等追加補償特約住宅内生活用動産特約-※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 工活用動: 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因す る損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・ 声、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等 **遠産特約** ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・代器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術ロの単性が足化する場合はいご所在する家財 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 品、親族が居住する建物内に所在する家財

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異な る場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



ご加入に際してお客様にとって不利益になる

Ι ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み ② この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団 この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団 体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご 契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出によ り任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入 この保険は、こ加人者か団体の構成員等であることを加入条件としています。こ加人いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等
基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。
3 補償の重複に関するご注意
以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償

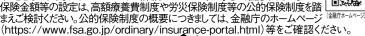
補債の車復に関するご注意 編 以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償 内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することが あります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償 されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補 償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください *2。 ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学費用補償生約 ●疾病による学業費用補償特約

- ●疾病による学業費用補償特約 ●学業費用補償特約
- 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の 保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補 償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定 👜

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。 保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏

(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。



5 保険期間および補償の開始・終了時期 (金属) こからないでは、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払 対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等 (1)保険料の決定の仕組み (1)保険料の決定の仕組み (1)保険料の決定の仕組み (1)保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パン フレット等をご確認くだ

(2)保険料の払込方法 🕮 🔔

- ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末ま でに集金されなかった場合 等
- でに集金されなかった場合 等
 ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。
 *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているようごの保険の対象となる方およびまた。となります、この保険の対象となる方は表しな人で表します。この保険の対象となる方は、この保険の対象となる。 いるすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金・契約者配当金 (金) この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

□ 1 通知義務等」をご参照ください。 なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては ☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受 ★や☆のマープが行された事頃が古知事頃にのたつない場方のもののよう。
ますまた、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

1741 X 2741 X 961 X 1741 X X 1741 X X				
基本補償·特約項目名	傷害補償	個人賠償責任·借家人賠償責任 携行品·住宅内生活用動産·救援者費用等		
生年月日	★ *1	★ *2		
性別	_	_		
職業・職務*3	☆	_		
健康状態告知	_	_		

- ※すべての補償について「他の保険契約等*4」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事 項(☆)となります。

 - *1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。 *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
 - *3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
 - この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払 責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によって

ば、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3保険金受取人 🚵

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の たには、またない、信息に対していません。これによりは、これによっています。 「意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いしま す。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡。 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等 に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。 死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》 までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対 象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

<u>4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 🗟 🕸</u>

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検 討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の 対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等 が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払わ れない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この 場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

通知義務等 🚵

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場

加入版報音等によび、一クがいる化学項(短知学項)に内各の変更が至した場合には、遅滞なく、お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知 事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが 付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通 知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項·通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

「加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、<u>あらかじめ</u>《お問い合わせ先》ま でご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ニが入後のをまって ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の 手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが 可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場

合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますよう お願いいたします

2解約されるとき

- ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険 料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保
- 科で返遠、または不払休険料で請求*19 ることがあります。返遠まだは請求する休 険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 ・ 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2 に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 ・ 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更と なったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
 *1 解約日以降に請求することがあります。
 *2 被判別の必要が必要なのとなった。既に終過しも期間もいいます。
 - *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約 🚕

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細について は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象と なる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

<u>個人情報の取扱い ▲</u>)保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を 提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に

関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等 の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先 (保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会 社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企

業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の 再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保

権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の 対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者および 加入者に対して提供するこ

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。 ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を

未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況 や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に受録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について
●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の 反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除す ることができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡く ださい。

4 保険会社破綻時の取扱い等 ▲

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定
期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりと

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、 賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から 3か月間が経過するまでに発生した保険事故に 係る保険金については100%)まで補償されます。
費用に関する補償	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- ●東京海 ト日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の 締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日 動と直接締結されたものとなります。
- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、バンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
 ●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、海ボオスことが、出始即側側に保険契約しての責任を負います。また、参算保険会社が他
- 連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他 の引受保険会社の代理・代行を行います。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご 提出いただく場合があります。

• 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取

- 明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書 等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支 払うべき保険金の額を算出するための書類
- 高額療養費制度による給付額が確認できる書類

附加給付の支給額が確認できる書類

• 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)にお いては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)

- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金 の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場 合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族 (あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対 象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。 法律上の配偶者に限ります。
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。 ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はい
 - たしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを 得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名 等を察知される可能性があります。

・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。 1.保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会さ

れた場合

2.特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合

3.ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取 得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権 の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - .保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 2.相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 3.保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険 金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

-般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受 けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本 契約を締結しています

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し 立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 〈通話料有料〉 ナヒライヤル P電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありませ た。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参 います。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」ときなままってどさい。 の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター

(東京海上日動安心110番) 0120-720-110

"加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入 いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくう えで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただく ためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただき ますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、 《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- 1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパン レット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加 入内容を再度ご検討ください。
- □保険金額、免責金額(自己負担額) と方法 □保険の対象となる方 □保険金をお支払いする主な場合 □保険期間 □保険料・保険料払込方法 □保険の対象となる方

 2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。 万一、記入漏れ、記入誤り がある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。
 - □加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいて いますか?
 - □お子様(被保険者ー保険の対象となる方)がアルバイト等に継続的に従事される場合

- は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか?なお、 「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡 いただきますようお願いいたします。)。
- ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。
- ○職種級別Aに該当する方: 下記の職種級別Bに該当しない方○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁 業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種) □加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか? 3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?
- 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関 するご注意*1」についてご確認ください。
- 1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読 み替えてください。 10

ビスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1:24時間365日 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です (予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

医療機関案内

予約制専門医相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、 緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で の最寄りの医療機関等をご案内します。

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

転院•患者移送手配*2 がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル ワーカーがお応えします。

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件 でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間: ●電話介護相談

:午前9時~午後5時

いずれも

●各種サービス優待紹介:午前9時~午後5時

年末年始を除く

000120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。 *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、

がいたにくことがRECアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、 受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介 護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」 「見守り・緊急通報システム」 「福祉機器」 「有料老人ホーム・高齢者住宅」 「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。 *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。) に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情

デイリーサポート

報をご提供します。



(法律) いずれも (税務) 土日祝日 年末年始を除く 社会保険

受付時間: 法律相談

税務相談 ・社会保険に関する相談:午前10時~午後6時

:午前10時~午後6時 :午後 2時~午後4時

・暮らしの情報提供

:午前10時~午後4時

100 0120-285-110

法律•税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話で ご説明します。 ※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役 立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください - (各サービス共通)

ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。 ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
●メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

万が一の事故のとき

事故が発生した場合は、直ちに事故の日時、場所、被害者名、事故状況、加入者証券番号等をご通知ください。(24時間365日受付)

上日動安心110番) 0120-720-1

お問い合わせ窓口

株式会社同志社エンタープライズ 代 玾 店

(学校法人同志社100%出資)

〒602-0021 京都市上京区烏丸通上立売上る柳図子町339番地

TEL 075-251-3037(受付時間:平日9:00~17:00)

FAX 075-251-3038

TEL 075-241-1156(受付時間:平日9:00~17:00) FAX 075-241-2465

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課:京都本部 京都開発課 〒600-8570 京都市下京区四条通富小路角

23TX-002679 2023年11月作成

11